

こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例制定(案)

についてご意見を募集します

様々なご意見を踏まえて条例制定を行っていくため、こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例制定(案)について、WEB等による意見募集を行います。

1. こども誰でも通園制度について

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労要件等を問わず、保育所等を一定時間利用できるものです。令和8年度から子ども・子育て支援法の新たな給付制度に位置付けられ、全ての自治体で実施されます。

2. 条例制定の経緯

同制度について、国の認可基準(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)に基づき、令和8年度の実施に向けて条例を制定します。

3. 条例制定の考え方

- ・国の認可基準には、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準と参酌すべき基準が定められており、これら各規定は児童福祉法の基本理念に即したものであることから、国の基準のとおり規定することとします。
- ・条例において、児童の発達のために必要な保育の水準を確保するための基準(最低基準)として、以下のとおり運営等の基本理念、一般原則等を定め、規則においてはその他の技術的、細目的な事項を定めます。

- 趣旨

- 最低基準の目的

- 最低基準の向上

- 最低基準と乳児等通園支援事業者※

- 乳児等通園支援事業者※の一般原則

※こども誰でも通園制度は、児童福祉法には「乳児等通園支援事業」の名称で規定されています。

4. 施行予定日

公布の日

5. 参考

【資料】

「こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例及び規則の制定について」

「大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」

【こども家庭庁 HP】

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

6. 意見募集概要

募集期間：令和7年9月13日（土）～令和7年10月13日（月・祝）必着

提出方法：電子申請・郵送・FAX・持参のいずれか

【電子申請の場合】

e-kanagawa 電子申請

電子申請



【郵送・FAX・持参の場合】

様 式：自由

記 載 事 項：①こども誰でも通園制度の実施に係る認可基準条例制定（案）
についての意見

②住所

③氏名

郵送・持参先：〒242-8601 大和市鶴間1-31-7

保健福祉センター2階 ほいく課保育指導係

F A X：046-264-0202

そ の 他：電話・口頭によるご意見は受け付けません。

提出されたご意見の原稿等の返却はしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見は、後日、とりまとめてHPで公表する予定です。

いただいたご意見に対する個別回答はしません。



大和市イベントキャラクターヤマトン

【問い合わせ先】

こども部ほいく課保育指導係

046-260-5672

（平日8：30～17：15）